

# 業務管理体制について

## 1 業務管理体制とは

平成21年5月の介護保険法の一部改正により、事業者には、法令遵守等の業務管理体制の整備・届出が義務付けられています。（法115条の32）

業務管理体制整備の義務付けは、法令遵守の義務の履行を制度的に確保し、指定取消につながるような不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図ることを目的としています。

## 2 業務管理体制の整備・届出

### ○業務管理体制の届出先

区 分	届 出 先
① 指定事業所又は施設が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働大臣又は地方厚生局長
② 地域密着型サービス(介護予防含む)のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内に所在する事業者	市町村長
③ ①及び②以外の事業者	都道府県知事

### ○業務管理体制整備の内容

事業所数	法令遵守責任者の選任	法令遵守規定の整備 法令遵守責任者の選任	業務執行の状況の監査
			法令遵守規定の整備 法令遵守責任者の選任
20未満			100以上

※みなし事業所を除く。予防と介護の両方の指定を受けている場合は2と数える。

### ○業務管理体制の届出後

- ・届出事項に変更があった場合
    - 八戸市に変更届（地域密着型サービスのみを行う事業者）
  - ・事業所等の指定により事業展開地域が変更し、届出先区分の変更が生じた場合
    - 例）・八戸市で地域密着型サービスのみを行う事業者が新たに居宅サービス事業所を開設した。
      - ・居宅サービス事業所を廃止し、八戸市で地域密着型サービス事業所のみを行う事業者となった。
- 青森県と八戸市双方に届出

業務管理体制の届出様式は市のHPに掲出していますので、ご活用ください。  
（記載要領は平成21年度八戸市集団指導資料2を参照）

## 3 業務管理体制確認検査

### ○一般検査

業務管理体制の整備内容を確認するため定期的を実施します。改善を要する事項が認められる事項については、改善報告を求めます。検査の結果により「勧告」、「命令」の行政上の措置をとる場合があります。（22年度から順次実施）

### ○特別検査

指定事業所等の指定等取消処分相当事案が発覚した事業者を対象として実施します。

[トップ](#) > [サービス・手続](#) > [健康・福祉](#) > [介護保険](#) > [業務管理体制整備に関する届出様式](#)

## 業務管理体制整備に関する届出様式

届出が必要となる事由	様式
業務管理体制の整備に関して届け出る場合	<a href="#">第1号様式 [93KB rtfファイル]</a> 
事業所等の指定等により事業展開地域が変更し、届出先区分の変更が生じた場合	<a href="#">第1号様式 [93KB rtfファイル]</a> 
届出事項に変更があった場合	<a href="#">第2号様式 [29KB rtfファイル]</a> 

制度の概要、届出先、届出書の記載方法につきましては、[厚生労働省\(介護・高齢者福祉\)HP](#)や[青森県高齢福祉保険課HP](#)をご参照ください。

[メールによる問い合わせ](#)

この組織からさがす: [市民健康部/介護保険課](#)

登録日: 2009年6月5日 / 更新日: 2010年1月21日

Copyright © City of HACHINOHE. All Rights Reserved.

別紙 1 : 想定される聴取事項の例

・書面検査における報告様式の設問、実地検査におけるヒアリング事項の参考例(小規模事業者向け)

介護サービス事業者に係る業務管理体制の監督について(平成21年3月30日 老健局長通知) 別添:参考資料抜粋		中・小規模事業者の場合の留意点	
I 方針の策定	確認の視点	一般検査に当たっての聴取例	具体的な聴取例
	<p><b>1 取締役の役割・責任</b> 法令等遵守の実践の成否は経営者にかかっているため、事業運営に責任のある経営者(陣)の法令等遵守に対する認識、取組等に留意する。</p> <p><b>2 法令等遵守方針の整備・周知</b> 経営者(陣)が実効性のある形で法令等遵守方針を定め、全役職員に周知させているか。</p> <p><b>3 方針策定プロセスの見直し</b> 経営者(陣)が定期的には又は必要に応じて随時、法令等遵守の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、方針策定のプロセスの有効性を検証し、適時に見直ししているか。</p>	<p>○ 法令遵守等について法人代表としての考え方を聴取(出来れば代表取締役等法人トップから)</p>	<p>○ 業務管理体制(法令等遵守)についての考えをお聞かせください。 (介護サービス事業者として、利用者への適切なサービス提供、制度の健全な運営と国民からの信頼を確保するため、法令等の自主的な尊重が求められる)</p> <p>○ その考えは、全役職員に対しどのような方法で周知されていますか。</p> <p>○ 法令遵守責任者の役割を、どこかに定めていますか。</p> <p>○ 事業者内の法令等遵守の状況をどのような方法で把握していますか。</p>

<p>介護サービス事業者に係る業務管理体制の監督について(平成21年3月30日 老健局長通知) 別添:参考資料抜粋</p> <p>確認の視点</p>	<p>一般検査に当たっての聴取例</p>	<p>具体的な聴取例</p>
<p>II 内部規程・組織体制の整備</p> <p>中・小規模事業者の場合の留意点</p> <p>1 内部規程の整備・周知</p> <p>経営者(陣)が法令等遵守方針に則り、法令等遵守規程を管理者に策定させ、法的・倫理的チェックを経て、全役職員に周知させているか。</p> <p>また、その内容が当該事業者において実効性があり適切なものとなっているか。</p> <p>2 法令等遵守統括部門の態勢整備</p> <p>経営者(陣)が法令等遵守方針及び法令等遵守規程に則り、適切な役割・機能を発揮させる法令等遵守の態勢を整備しているか。</p> <p>必ずしも法令等遵守統括部門の設置や専任の管理者の配置を求めるとはならないが、整備した態勢が事業者内部において牽制機能が発揮される等、実効性のあるものとなっているか。</p> <p>3 事業担当部門及び事業所等における法令等遵守態勢の整備</p> <p>経営者(陣)が事業担当部門及び事業所等に対し、遵守すべき関係法令等を周知させ、遵守させる実効性ある態勢を整備しているか。</p> <p>また、事業担当部門及び事業所等が複数ある場合には、管理者又は法令等遵守統括部門と連携が図られる態勢を整備しているか。</p>	<p>○ 小規模事業者に対し、法令等遵守規程の義務付けはないが、当該事業者が整備している場合は、その規程の内容、整備に至った理由、取締役の承認、職員への周知など、具体的な実施方法を聴取。</p> <p>○ 法令等遵守責任者の役割、業務内容等を聴取。</p>	<p>○ (定めたものがある場合) その規定を定めた理由を教えてください。職員等へはどのように周知していますか。</p> <p>○ Aさんが法令遵守責任者であるというのは、どこかに明らかにされていますか。又は規程等を定めて示していますか。</p> <p>○ Aさんが法令遵守責任者であることを、職員等にどのような方法で周知しましたか。</p> <p>○ 法令遵守責任者の具体的な業務は何ですか。</p> <p>○ 行政、事業者団体等からの関係情報をどのように収集していますか。</p> <p>○ 取締役(会)や職員等に対して、関係情報をどのように周知していますか。</p>

<p>介護サービス事業者に係る業務管理体制の監督について(平成21年3月30日 老健局長通知) 別添:参考資料抜粋</p>	<p><b>確認の視点</b></p> <p>(II 内部規程・組織体制の整備)</p> <p><b>4 法令等遵守マニュアルの整備・周知</b></p> <p>経営者(陣)が管理者に、法令等遵守方針及び法令等遵守規程に沿って、法令等遵守マニュアルを全役職員に理解され実効性のある内容で策定させ、周知させているか。また、必要に応じて見直しをさせているか。</p> <p><b>5 法令等遵守プログラムの整備・周知</b></p> <p>経営者(陣)が管理者に、法令等遵守方針及び法令等遵守規程に沿って、法令等遵守を実現させるための方策を策定させ、全役職員に周知させているか。</p> <p>また、経営者(陣)は、その進捗状況や達成状況を定期的に正確に把握・評価し、見直しを行わせているか。</p> <p><b>6 経営者(陣)への報告・承認態勢の整備</b></p> <p>経営者(陣)が報告事項及び承認事項を適切に設定した上で、管理者に、定期的に又は必要に応じて随時、経営者(陣)に対し法令等遵守の状況を報告させ、又は承認を求めさせる態勢を整備しているか。</p> <p>特に、介護サービス事業の運営に重大な影響を与える、又は介護サービス利用者の意思及び尊厳が侵される事案については、経営者(陣)に対して速やかに報告させる態勢を整備しているか。</p>
<p>一般検査に当たっての聴取例</p>	<p>○ 小規模事業者に対し、法令等遵守規程の義務付けはないが、当該事業者が規程に沿って法令等遵守マニュアルを整備している場合は、そのマニュアルの内容、職員等への周知方法など、具体的な実施方法を聴取。</p> <p>○ 取締役(会)への報告、連絡、相談態勢等を聴取。</p>
<p>具体的な聴取例</p>	<p>○ (定めたものがある場合) その規定を定めた理由を教えてください。職員等へはどのように周知していますか。</p> <p>○ 取締役(会)へは、必要な事項を適切に報告、相談できるような関係が作られていますか。</p> <p>○ 緊急時における取締役への連絡体制が確立されていますか。</p>

<p>介護サービス事業者に係る業務管理体制の監督について(平成21年3月30日 老健局長通知) 別添:参考資料抜粋</p>	<p>確認の視点 (Ⅱ 内部規程・組織体制の整備)</p>	<p>7 中・小規模事業者の場合の留意点 7 監査役への報告態勢の整備</p> <p>中・小規模事業者であっても法令等遵守態勢に監査役を位置づけている場合には、経営者(陣)が管理者から監査役へ直接報告する態勢を整備し、管理者がこれを実行しているか検証する。</p>	<p>一般的に当たっての聴取例</p>	<p>具体的な聴取例</p>
<p>8 内部監査実施要領及び内部監査計画の策定</p>	<p>中・小規模事業者への義務付けはないが、当該事業者において内部監査を法令等遵守態勢に位置づけている場合には、経営者(陣)が内部監査の対象となる項目及び実施手順を定めた要領並びに内部監査計画を策定させているか検証する。</p>	<p>9 管理者等による法令等遵守態勢の確立状況 (1) 法令等遵守プログラムの実施</p> <p>管理者又は法令等遵守統括部門は、法令等遵守プログラムの内容を適時適切に実施するとともに、進捗状況や達成状況をフォローアップし、経営者(陣)へ報告しているか。</p>	<p>一般的に当たっての聴取例</p>	<p>具体的な聴取例</p>









